

カスタマーハラスメント 基礎セミナー

- ・顧客による理不尽な要求を受けるカスタマーハラスメントは、従業員の意欲低下や健康被害、さらには退職を引き起こす原因となっています。
- ・静岡県では令和8年4月1日にカスタマーハラスメント条例が施行されました。条例では事業者は従業員を守るための具体的な対策を講じることが求められています。
- ・本セミナーでは、カスタマーハラスメントに関する基礎知識から実例に基づく対応策まで職場で活かせる内容を分かりやすく解説します。

本セミナーで取り扱う内容

- 1 カスハラとは カスタマーハラスメントの定義と判断基準
- 2 従業員・企業への影響 放置するとどうなる？ 従業員・企業へのリスク
- 3 従業員への対応 被害を受けた従業員へのケアと対応手順
- 4 対策 今日から始められる企業としての具体的対策

日時・場所

2026. **6.29** (月)
15:00～16:30

会場 浜松市勤労福祉センター
浜松市中央区船越町11-11
多目的ホール

定員 50名(先着順)

講師プロフィール



講師: **向井 直人**
社会保険労務士/キャリアコンサルタント

防衛省事務官を定年退官後、令和5年に社会保険労務士事務所開設
浜松の短期大学にて学生の就職支援を担当
現在は、労働基準監督署にて総合労働相談員として勤務している。
各種主催の労働相談員としての対応実績あり

【主催】浜松市

〒430-8652
浜松市中央区元城町103-2
浜松市産業部労働政策課

TEL: 053-457-2115

Mail: rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp

お申し込みは
こちら

<https://logoform.jp/f/FPIOg>



6月22日17:00締切